

## - 2 笑顔輝く、未来支える人づくり

### 社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

#### 【現状と課題】

近年、核家族化や少子化の進展などにより、子ども同士や世代を超えた地域住民などが、自然の中での体験や活動をする機会が少なくなっています。

また、平成 20 年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、「読書好き」「早寝・早起き」「新聞やテレビのニュースに関心がある」と回答した児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、「学校の規則を守る」、「友達との約束を守る」と回答した児童生徒の割合は全国平均を下回っています。さらに、いじめの認知件数も高い水準で推移しています。

本県の未来を担う子どもたちに、豊かな心と確かな学力、健やかな体を育てる教育を推進していくとともに、勤労観・職業観や社会貢献意識、郷土への誇りと愛着をはぐくむ教育に、より一層取り組んでいくことが必要です。

#### 【取組の基本方向】

道徳教育については、心の教育の要として、教材等の工夫や地域教育力の活用を図りながら、学校の教育活動全体を通じて推進します。また社会貢献意識の育成を図るため、様々な体験活動や読書活動を推進します。さらに、子どもたちの好奇心や興味関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

くわえて、情報化や環境問題など、新しい時代に対応した学習に取り組むとともに、子どもたちの健康・体力づくりを推進します。

#### 【主な取組】

##### 1 心の教育の要となる道徳教育の充実

気持ちの良いあいさつができ、規範意識を身に付け、郷土の良さを再確認し、未来に継承しようという意志を持たせるとともに、適切な情報活用能力の習得を図りながら、自他の人権に配慮し、他人を思いやることができる心を育てる教育を推進します。

あわせて、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育については、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりなど充実を図ります。

##### 2 力強く、心豊かに生きていくための学ぶ意欲、学ぶ力、活用する力の向上

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、思考力、判断力、表現力等を身に付け、課題を解決することができるように、主体的に学習に取り組める教育を推進します。

また、コミュニケーション能力や勤労観・職業観等、子どもたちが社会人としての基礎・基本を身に付けられる教育を進めます。

### 3 子どもたちの健康・体力づくり

食事、運動、休養に関する望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもたちの健やかな体をはぐくみ、体力の向上を図ります。

## - 2 笑顔輝く、未来支える人づくり

### 学校を核とした、家庭・地域教育力の向上

#### 【現状と課題】

子どもたちの健やかな育成や教育に関する課題について、保護者や地域住民、教職員等が、本音で語り合うことにより、教育を核とした地域のコミュニティづくりが進められています。

一方、少子化、核家族化、都市化などの進展により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、家庭・地域教育力の向上に向けた取組が必要となっています。

そのため、今後地域で活躍する団塊の世代の人々や地域の企業など様々な教育力を活用し、子どもたちの社会性をはぐくむことが求められています。

#### 【取組の基本方向】

「地域の子どもは地域みんなで育てる」という考えのもと、地域や学校の様々な活動を支えている人たちの力を結集し、家庭・地域教育力の向上を図る取組を推進します。

地域とともに歩む学校づくりに向け、学校と地域の連絡・調整を担う地域コーディネーター等の人材を、市町村教育委員会と連携を図りながら発掘・育成していきます。

#### 【主な取組】

##### 1 すべての教育の原点である家庭教育力の向上

様々な状況にある子育て中の親たちに対し、家庭教育力の向上を支援する取組を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携して、社会全体で家庭教育を支えていく環境づくりを推進します。

また、各学校においても、家族の役割や命の尊さなどについて、子どもたちが学習する機会の充実を図ります。

##### 2 人と人とのきずなを育てる地域教育力の向上

学校が地域コミュニティの核となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。そのため、地域住民がボランティアとして学校をサポートする機会を増やしていくとともに、地域における学びの場づくりや、学んだ成果を生かす仕組みづくりを充実します。

さらに、学校の持つ専門的機能や施設を地域に積極的に開放することで、県民が生涯学習に取り組める機会を提供し、地域教育力の向上につなげます。

## - 2 笑顔輝く、未来支える人づくり

### 豊かな学びを支える教育環境の整備

#### 【現状と課題】

子どもたちの夢の実現に応える特色ある学校づくりや、地域住民の協力による学校評価の実施など、学校・家庭・地域が互いに信頼し合い、連携・協力するための基盤づくりが進んでいる一方、教職員が子どもと向き合う時間が十分確保できていないとの指摘もあります。

本県を名実ともに「教育立県」とするためには、教育の質の向上が不可欠であり、公立学校と私立学校がそれぞれの特色を生かしながら切磋琢磨し、互いの教育力の向上に努めていく必要があります。

さらに、いじめや不登校をなくし、子どもたちが安全に安心して教育を受けられるよう、家庭や地域との連携をより一層推進するとともに、教職員の資質の向上と、教員がその能力を十分に発揮できるよう学校運営の改善を図る必要があります。

#### 【取組の基本方向】

子どもたち一人ひとりが夢の実現に向かって学び、能力を発揮できる学習環境づくりや、自らの身を守るための安全教育を進めるとともに、教員がきめ細やかに指導することができる体制の充実を図ります。

また、学校教育の一翼を担う私立学校は、特色を生かした魅力ある教育などが認められ、高い評価を受けていることから、引き続き私立学校の更なる発展に資するため、私立学校への支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

##### 1 夢をはぐくむ魅力あふれる学校づくり

地域の声を学校評価や運営に反映するなど、地域教育力を活用した学校づくりに取り組むことで、社会状況の変化に応じた、魅力ある学校づくりを進めます。また、教職員の資質を向上するとともに、地域の優れた人材を活用することで、一人ひとりの子どもたちに目を向けた質の高い教育を推進します。

さらに、私立学校の経営の健全性を高めるとともに、生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人の運営に要する経費等の助成を推進します。

##### 2 安全・安心に学べる学校づくり

様々な悩みを抱える子どもたちが、楽しくいきいきと学校に通うことができるよう、教育相談体制の充実や学校への信頼を高めていきます。

また、子どもたちが「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、お互いに協力し合えるよう、防災や安全に関する教

育を推進します。さらに、県立学校施設の老朽化対策を行い、子どもたちが安心して学習できる環境を整備します。

## - 2 笑顔輝く、未来支える人づくり

### 一人ひとりに対応した特別支援教育<sup>1)</sup>の推進

#### 【現状と課題】

特別支援学校<sup>2)</sup>においては、中学校の特別支援学級からの進学や職業的自立に対するニーズが増加していることから、知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒の増加により、過密化が進んでおり、その対策が大きな課題となっています。

また、これまでの特殊教育の対象に加え、通常の学級に在籍する発達障害<sup>3)</sup>のある子どもも含めた、障害のあるすべての子どもたちのニーズに応じた教育が求められています。

現在、各学校においても、個別の指導計画<sup>4)</sup>や個別の教育支援計画<sup>5)</sup>を作成し、活用するなど、障害のある子どもたちに必要な支援が行われています。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて、子どもたち一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関の支援ネットワークの構築が必要です。

#### 【取組の基本方向】

一人ひとりのライフステージや教育的ニーズに応じて、子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮して学習できる教育環境づくりを推進します。

また、障害のある子とない子が地域で共に学ぶ機会を充実し、子どもたちの豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子どもたちに対する地域の人々の理解啓発と交流を進めます。

#### 【主な取組】

- 1 自立・社会参加に向け、持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育の推進  
幼・小・中・高等学校、特別支援学校において教職員の専門性・資質の向上を図るとともに、個別の指導計画等に基づき、一貫した支援を推進します。特に高等学校では、発達障害のある生徒への具体的な支援についての取組を、特別支援学校高等部では、職業的自立を図るための研究や取組を推進します。  
また、障害のある子どもたちが障害のない子どもたちと地域で共に学び育つ機会を充実します。
- 2 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築  
児童生徒増加による特別支援学校の過密化の解消や、幼・小・中・高等学校での校内支援体制の充実を図ります。  
また、地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの

整備など、校外からの支援体制の充実を図るとともに、教育相談や研修等を行うことで特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図ります。

【注】

- (1) 特別支援教育：障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- (2) 特別支援学校：学校教育法第72条に規定している学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的としている。
- (3) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害。
- (4) 個別の指導計画：障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた適切な指導ができるように、具体的な指導のねらいや指導内容・方法の明確化を図るために個別に作成する指導計画。「実態把握」、「目標（長期・短期）」、「指導の手だて」、「評価」等の項目が盛り込まれ、これらを一連のサイクルで実施することが、特別支援学校に義務づけられた。
- (5) 個別の教育支援計画：学校教育段階にある障害のある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うため個別に作成する支援計画。福祉、医療、労働等の関係機関と連携して作成することとしている。

## - 2 笑顔輝く、未来支える人づくり

### 多様化する青少年問題への取組

#### 【現状と課題】

少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

携帯電話・インターネットの普及により、子どもたちが性や暴力等の有害情報にさらされ、犯罪の被害者とともに加害者にもなるという新たな問題が起きています。

また、学校におけるいじめや暴力等の問題のほか、フリーター<sup>1)</sup>やニート<sup>2)</sup>の数が高水準で推移するなど、青少年の社会的な自立が遅れるといった問題も生じています。

青少年が社会的に自立した個人として成長し、地域社会とともに生きていけるよう、県や市町村はもとより、家庭、地域、学校、企業などが、それぞれの役割や責任を果たすとともに、相互に協力していく必要があります。

#### 【取組の基本方向】

多様化する青少年問題に的確に対応するため、関係機関と連携した体制を整備するとともに、非行防止対策と立ち直り支援を充実し、青少年が社会的・経済的に自立できるよう支援します。

さらに、青少年が地域での様々な体験活動を通じ、豊かな社会性を身に付けることができるよう環境を整備するとともに、青少年を有害環境に近づけない、また利用させない環境づくりを推進します。

#### 【主な取組】

##### 1 青少年の自立を支える体制整備

国・県・市町村など関係機関が連携した、効果的かつ円滑な支援を検討するための協議会を設置します。

また、県として総合的な支援を展開できるよう、千葉県青少年総合対策本部機能の強化や青少年問題に関する相談窓口のワンストップ化を進めます。

##### 2 非行防止と立ち直り支援、保護総合対策の推進

関係機関・団体、地域住民などと青少年の非行問題に対する認識と理解を共有するため、広報・啓発活動を推進します。

また、地域の青少年の非行防止等に大きな役割を担っている青少年補導センターや少年警察ボランティア活動の支援と少年センターによる少年サポート活動を推進します。

さらに、非行少年等に対する相談体制を強化し、自立を支援するとともに、

青少年を犯罪被害から保護するため、福祉犯罪<sup>3)</sup>の取締りを強化します。

### 3 青少年を育成する地域の力の強化

青少年が、地域での様々な活動や交流の中で、豊かな社会性を身に付け、成長できるよう、地域に密着した活動に取り組む青少年相談員を育成するとともに、その活動を支援します。

また、青少年育成運動の中核となる青少年育成千葉県民会議の活動を支援します。

### 4 青少年を取り巻く有害環境の浄化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの、有害な環境に近づけない、また利用させないための取組を推進し、必要に応じて条例の見直しを行います。

また、関係機関・団体による繁華街等での合同パトロールを実施します。

#### 【注】

- (1) フリーター：15～34歳の若年（ただし、学生と主婦除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。
- (3) 福祉犯罪：少年のこころのスキや弱い立場を利用して、子どもを食い物にする犯罪（児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、青少年健全育成条例等の違反）のことをいいます。